

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	湿水分離器（C）の目視検査時、胴側出口管台近傍に侵食が認められ、肉厚測定したところ、一部が許容値未満であったため、当該部を溶接修理	D	
2	1号機	低圧給水加熱器（3A・3B）入口弁の開閉操作において、リミットスイッチの調整不良が認められたため、当該リミットスイッチ部を点検・調整	D	
3	1号機	復水器補給水調整弁の浸透探傷検査時、プラグ（弁体）等に侵食が認められたため、当該弁部品を修理	D	
4	1号機	格納容器冷却海水ポンプ（A・B）中間軸受等の寸法測定時、軸受内径とシャフト外径の間隙値に管理値外れが認められたため、当該軸受を交換	D	
5	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置再生メッシュフィルタ用ドレントラップ入口弁の点検時、開固着が認められたため、当該弁を修理	D	
6	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器用冷却装置ユニット（B）のエチレングリコール冷却器入口弁の点検時、端子箱のフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
7	1号機	主蒸気隔離弁（2D）の点検時、弁箱内弁体ガイドリブ部の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、対応検討	C	5月23日再審議にてグレード変更「D→C」
8	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置気水分離器の浸透探傷検査時、入口管台溶接部に判定基準を超える指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
9	2号機	原子炉建屋5階東側ページング下部の電線中継箱において、蓋固定用ネジの外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
10	2号機	原子炉建屋5階純水供給配管元弁において、ハンドル固定用ナットの外れ防止用「割りピン」の外れが認められたため、当該ピンを取付	D	
11	4号機	主蒸気隔離弁機能検査（運1）の検査要領書において、手順書の復旧リフトケーブル端子番号等に誤記が認められたため、対応検討	D	
12	4号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器出口導電率記録計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計及び導電率計測セルを点検・修理	D	
13	4号機	制御棒価値ミニマイザ機能検査において、検査手順に誤り（制御棒操作に対応したランプ表示・警報）が認められたため、検査を中断、対応検討	D	
14	5号機	逆洗弁ピットドレンサンプ（A）水位計の点検時、水位変換器に精度外れが認められたため、当該変換器を修理	D	
15	5号機	原子炉冷却材浄化系スラッジブースタポンプにおいて、吸込圧カスイッチの誤動作と推定されるトリップ事象が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	原子炉格納容器ドライウェル露点計において、点検・清掃要求の表示が認められたため、当該露点計を点検・清掃	対象外	
17	6号機	放射性廃棄物処理系濃縮廃液移送ポンプ（A）吸込圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
18	6号機	復水前置ろ過器（B）出口流量液位記録計において、出口流量に記録不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）雑固体供給装置投入ダンパにおいて、シールロック解除時投入ダンパ押上装置付近より異音が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで